

鑑定人尋問を実施させ、 再審開始決定を勝ち取るための決議（案）

狭山事件発生から 59 年、寺尾差別判決から 48 年、狭山第三次再審の闘いは最大の山場を迎えている。

狭山弁護団は 8 月 29 日、東京高裁に対して新証拠を 9 点提出し、第三次再審段階で提出された新証拠は 255 点となった。これらの科学的証拠によって有罪確定判決（1974 年二審・東京高裁・寺尾正二裁判長）の主軸は完全に崩壊し、石川さんの無実はますます明らかになっている。

また弁護団は同日、新証拠、再審請求理由補充書とあわせて事実取調請求書を提出し、再審を開始すべきかどうかを総合的に判断するためには鑑定人尋問が不可欠であることを主張し、これまでに鑑定書を作成した科学者や専門家鑑定人 11 人の尋問を求めた。

さらに、裁判所による万年筆インクの鑑定を請求し、下山第 2 鑑定の科学性、検察側反論の無意味さを証明し、鑑定人尋問の必要性を訴えた。

東京高裁第四刑事部・大野勝則裁判長は、確定判決に合理的疑いが明確に生じている今、再審法の理念、刑事裁判の鉄則にもとづき早急に事実調べを行い、再審を開始するべきである。

私たちはコロナ禍においても「狭山の歩みをとめるな！」という地域・職場からの声を原動力として、要請ハガキ運動や地域集会、高裁前、駅頭におけるスタンディング情宣行動、現地調査など、創意工夫した取り組みを継続してきた。

狭山東京実行委員会は、不退転の決意をもって第三次再審での決着を訴える石川さんの思いを受け止め、石川無実・再審開始のさらなる世論高揚を図り、第三次の闘いで何としても再審開始決定を勝ち取っていく決意である。そして本日、狭山東京集会を開催し、再審勝利への思いを一つにして最後まで闘い抜くことを確認した。

東京高裁に事実取調請求書が提出され、第三次再審の闘いが最大の山場を迎えている今こそ、「事実調べなくして、再審開始なし」を合言葉に、緊急署名運動を大々的に展開し、事実調べを求める声を東京高裁に集中していこう。

右、決議する。

2022年9月21日
狭山事件の再審を求める東京集会
参加者一同